

西宮市上下水道局職員の上下水道施設突発事故等 に伴う緊急呼出時のタクシー等利用に関する要綱

(平成 15 年 4 月 1 日)

(決裁庶務第 35 号)

西宮市上下水道局職員の上下水道施設突発事故等に伴う緊急呼出時のタクシー等利用に関する要綱について次のように定める。

(目的)

第 1 条 この要綱は、上下水道施設（貯水施設、導水施設、浄水施設、送・配水施設及び給水装置並びに下水道関連施設等をいう。以下同じ。）の突発事故等により、職員が緊急呼出を受けた場合の出勤及び突発事故等対処後の帰宅のため、タクシー等を利用する場合の費用負担について必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急呼出による出勤時のタクシー等利用)

第 2 条 上下水道施設の突発事故等に伴い、深夜等に緊急呼出を受け、通常の交通手段では出勤が不可能な場合、又は緊急時対応ができない場合等に、やむを得ずタクシー等を利用したときは、所属長の認定を受けた後、そのタクシー等料金を本人の申請（必ず領収書を添付すること。）によって、後日精算払で支給する。

(事故対処後の帰路のタクシー等利用)

第 3 条 突発事故等対処後は、原則として仮眠を取り、疲労の回復に努めることとするが、事情により交通手段のない深夜に帰宅する場合、やむを得ずタクシー等を利用したときにも前条と同様の取扱いとする。なお、近隣に居住する職員は相乗りするなど利用料金の低減に努めることとする。

(申請書様式等)

第 4 条 申請（請求）書の様式及びその他実施について必要な事項については別に定める。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。